

# 令和8年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省  
大臣官房技術調査課  
大臣官房参事官グループ  
道路局 国道・技術課  
国土技術政策総合研究所  
社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 4.(4) 新技術関係積算基準類の整備



- 令和6年度より**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、推奨技術及び準推奨技術の**基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和7年度は、新たに**10技術**の基準類を整備。（過年度に整備し、適用継続する技術は**5技術**）
- 今後、活用実績等を考慮して追加の予定。
- 整備した基準類は、NETIS (<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>) にて公表予定。

整備年度	登録番号	技術名称
R7	KT-230174-VE	建設用3Dプリンティング
R7	QS-180038-VE	パワーブレンダー工法（横行施工）
R7	SK-200003-A	トモロボ
R7	TH-160010-VE	吸水性泥土改質材「ワトル」
R7	SK-180020-VE	法面設置点検用階段・非常階段
R7	KT-200133-VE	砕石メッシュかご「かご楽」
R7	CG-130006-VE	ハレーサルト張り出し歩道
R7	QS-170005-VE	クマンツメ
R7	KT-160124-VE	ロードライン マーキュリー ドライサポート工法
R7	HK-140002-VE	橋梁用埋設型排水柵

整備年度	登録番号	技術名称
R6	CB-180013-VE	ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）
R6	HK-200001-VE	高機能床版排水パイプ設置工
R6	KT-210028-VE	油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法
R6	HR-220004-A	消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」
R6	CB-160026-VE	SAVEコンポーザーHA

■ 適用時期 令和8年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用。

## ■ 新技術活用システム検討会議等が選定する有用な新技術



※件数：令和4年9月時点

### 推奨技術の選考要件

- ① 従来に比べ飛躍的な改善効果を発揮
- ② 先駆的な取り組みであり、幅広い活用が期待される
- ③ 技術内容が画期的で、将来飛躍的な効果の改善が期待できる
- ④ 国際的に先端を行く技術、先進諸国への技術展開の期待
- ⑤ 応用性等が高く、国際的な課題の解決に資する
- ⑥ 一般化・標準化に向けて活用を促すべき技術

### 有用な新技術のインセンティブ

- ① 工事発注時の総合評価方式での加点（当該工事への効果が見込まれるもの）
- ② 工事成績評価での加点（発注者指定型を除く）
- ③ 設計業務の比較検討において対象技術となる（共通仕様書に規定）等

国技建管第 15号  
国官技第 523号  
国技施第 10号  
令和 8 年 3 月 16日

各地方整備局  
    企画部 技術調整管理官 殿  
北海道開発局  
    事業振興部 技術管理企画官 殿  
沖縄総合事務局  
    開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房 技術調査課  
    建設システム管理企画室長  
    環境安全・地理空間情報技術調整官  
    施工企画室長  
    （ 公 印 省 略 ）

#### 新技術積算基準類について（通知）

有用な新技術の活用促進を目的に、新技術積算基準類をとりまとめたので通知する。

#### 付 則

本通知は令和 8 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する工事から適用する。  
適用にあたっては、別紙 1 及び別紙 2 を参照するものとする。

なお、『新技術積算基準類について（通知）』（令和 7 年 3 月 26 日付け国技建管第 17 号、国官技第 547 号、国技施第 8 号）は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

## 1. 目的

「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領では、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術を「推奨技術」、推奨技術と位置づけるためには更なる発展を期待する部分がある新技術を「準推奨技術」として位置づけ、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行うものとしている。

本通知は、有用な新技術の活用促進を目的としてとりまとめたものである。

## 2. 適用

国土交通省の直轄工事等において、別紙 2 に記す技術を指定して工事発注する場合の積算に適用する。

なお、適用は原則として当該年度のみとする。

## 3. 新技術積算基準類

新技術積算基準類は、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領で定める有用な新技術としてこれまでに選定された技術のうち、推奨技術及び準推奨技術について定めた資料で、積算基準（参考資料含む）、特記仕様書記載例及び施工管理基準により構成される。

## 4. 留意事項

新技術積算基準類の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 新技術積算基準類は、技術開発者からの見積りや聞き取り調査により整備された資料であることから、事前に提供できる範囲の現場条件等を示したうえで技術開発者に確認をとること。
- ・ 新技術積算基準類に記載する材料等の単価は、『「土木工事工事費積算要領及び基準」の改定について』（令和 8 年 2 月 27 日付け国官技第 454 号）、及び『「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について』（令和 8 年 2 月 27 日付け国官技第 455 号）第 2 章① 1.（2）価格によること。
- ・ 特許使用料は、必要に応じて適正に計上すること。

## 5. 問合せ先

国土交通省 大臣官房

技術調査課 研究企画係

参事官（イノベーション）グループ 施工企画室 安全技術係

R8-①	建設用3Dプリンティング
R8-②	パワーブレンダー工法（横行施工）
R8-③	トモロボ
R8-④	吸水性泥土改質材「ワトル」
R8-⑤	ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）
R8-⑥	高機能床版排水パイプ設置工
R8-⑦	油圧ハンマの騒音防止を使用した鋼管杭の打止め工法
R8-⑧	消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」
R8-⑨	法面設置点検用階段・非常階段
R8-⑩	砕石メッシュかご「かご楽」
R8-⑪	ハレーサルト張り出し歩道
R8-⑫	SAVEコンポーザーHA
R8-⑬	クマンツメ
R8-⑭	ロードライン マーキュリー ドライサポート工法
R8-⑮	橋梁用埋設型排水柵

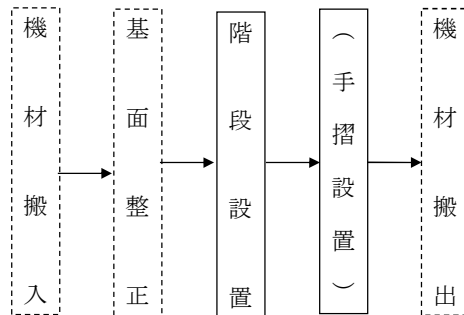
# 「法面設置点検用階段・非常階段」積算基準

## 1. 適用範囲

本資料は、法面点検管理及び非常用などに用いる再生プラスチック製の法面設置点検用階段・非常階段（NETIS 番号：SK-180020-VE）に適用する。なお、適用可能な傾斜角度は15度～50度とする。

## 2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。  
2. 手摺は、必要に応じて計上する。

図2-1 施工フロー

## 3. 施工歩掛

### 3-1 日当り編成人員

階段設置および手摺設置の日当り編成人員は、次表を標準とする。

表3.1 編成人員

(人/日)

土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
1	2	2

### 3-2 日当り施工量

#### (1) 階段設置

日当り施工量 (N) は、次表を標準とする。

表 3. 2 日当り施工量 (N)

(延長m/日)

設置面 (固定方法)	階段幅			
	450mm/500mm/600mm	750mm/1000mm	1200mm/1500mm	2000mm
フラットではなく硬い地山 (角材+鉄筋杭)	6.5	5.0	4.5	3.5
フラットではなく柔らかい地山 (角材+プラスチック角杭)	7.0	5.5	5.0	4.0
コンクリート面 (角材+ホールインアンカー)	11.0	8.5	7.5	6.0
岩部 (角材+セメントアンカー等)	5.0	4.0	3.5	3.0
フラットな柔らかい地山 (角材のみ)	13.0	10.0	8.0	7.0
土面 (のり面に直接)	15.0	12.0	10.0	9.0

- (注) 1. 「フラットではなく硬い地山」は、フラットな硬い地山にも適用できる。  
 2. 材料費 (階段本体および副資材) は、別途計上する。  
 3. 運搬距離 15m 程度の現場内小運搬を含む。なお、人力による現場内小運搬を含んでいるため、運搬機械が必要な場合は別途計上する。

#### (2) 手摺設置

日当り施工量 (D) は、次表を標準とする。

表 3. 3 日当り施工量 (D)

(片側延長m/日)

手摺の種類	1~3 段ビーム	4 段ビーム
日当り施工量	10.0	8.0

- (注) 1. 材料費 (手摺本体および副資材) は、別途計上する。  
 2. 運搬距離 15m 程度の現場内小運搬を含む。なお、人力による現場内小運搬を含んでいるため、運搬機械が必要な場合は別途計上する。

### 3-3 諸雑費

諸雑費は、ビット、削孔器具損料および電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。ただし、フラットではなく硬い地山、フラットではなく柔らかい地山、フラットな柔らかい地山、土面、手摺設置には適用しない。

表 3. 4 諸雑费率 (%)

諸雑费率 (%)	10
----------	----

#### 4. 単価表

##### (1) 階段設置 10m 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	$10/N \times 1$	表 3.1, 表 3.2
特殊作業員		〃	$10/N \times 2$	〃
普通作業員		〃	$10/N \times 2$	〃
諸雑費		式	1	表 3.4
計				

(注) N : 日当り施工量

##### (2) 手摺設置 10m 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	$10/D \times 1$	表 3.1, 表 3.3
特殊作業員		〃	$10/D \times 2$	〃
普通作業員		〃	$10/D \times 2$	〃
諸雑費		式	1	
計				

(注) D : 日当り施工量

# 「法面設置点検用階段・非常階段」特記仕様書記載例

## 第〇〇条 法面工における階段の施工

本工事の法面工における階段の施工にあたって、法面設置点検用階段・非常階段（NETIS 番号：SK-180020-VE）を見込んでいる。

# 「法面設置点検用階段・非常階段」施工管理基準

## 1. 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は、「土木工事施工管理基準および規格値」（階段工）に準ずる。